東京共同会計事務所
TOKYO KYODO ACCOUNTING OFFICE
9F KOKUSAI BLDG. 1-1 MARUNOUCHI 3-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-0005
TELEPHONE : 03(5219)8777 FACSIMILE : 03(5219)8778

EPA利用のための原産地証明
～初心者ガイド～

Ⅲ：CTCルール･VAルールとは？

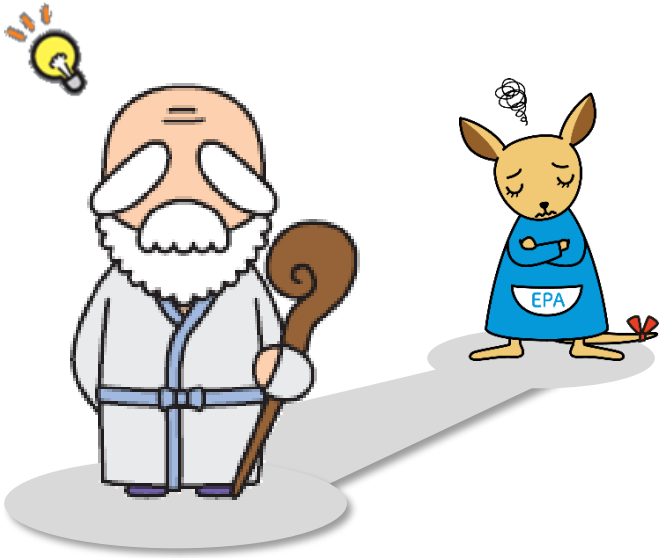

2023年9月1日
東京共同会計事務所

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

登場人物

今回のワークショップは、輸出者から依頼されて、生産者が原産性を判断する前提です（※1・2）

金具メーカー社員
関 るい（愛称ルー）

金具メーカー社員の関るいです！
ルーちゃんと呼んでください！
ルーちゃんマークの箇所は**生産者**に
とっての重要ポイントの説明となります。

輸出商社社員の原規則です！
ゲンさんと呼ばれております。
ゲンさんマークの箇所は、**輸出者**に
とっての重要ポイントの説明となります。

商社社員
原 規則（愛称ゲン）

EPAの先生
オリ爺

EPAの先生、オリ爺じゃ！
今日は私がみなさんにEPAについて
説明をしていきますぞ。

（※1）輸出者で、生産者より情報を得て原産性を判断する場合は、生産者のマークを見てください。
（※2）サプライヤーで、輸出品の材料の原産性を判断する場合は、生産者のマークを見てください。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

ワークショップ受講診断チャート

D.国内商社　F.材料の国内商社
の方もご興味あれば、是非受講してください！

基礎

Ⅰ：EPAの基本のキ！

B.輸出者　A.輸出者兼生産者　C.生産者　E.サプライヤー（材料の生産者）

Ⅱ-1：HSコードとはどんなもの？

Ⅱ-2：関税率を確認して

本日！

生産者から情報を受け輸出者が原産性を判断する場合はAパターン

Ⅲ：CTCルール･VAルールとは？

Ⅳ-1：CTCルールの対比表を作ってみよう！

Ⅳ-2：VAルールの計算WSを作ってみよう！

応用

Ⅴ：依頼者への回答方法
（同意通知、自己申告書、サプライヤー証明書）

Ⅵ：サプライヤー証明書とは？
デミニマスルールとは？

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

目次

1. 原産の考え方と種類

2. CTCルールとVAルール

3. 品目別原産地規則の読み方

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

目次

1. 原産の考え方と種類

2. CTCルールとVAルール

3. 品目別原産地規則の読み方

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

原産の考え方と種類

生産者

当社の工場で作っているのは間違いないですが
協定の基準をクリアしているとどうやって証明しますか？

輸出者

原産品の種類は大きく分けて**3つ。**
それぞれクリアしなければならない品目別原産地規則が異なります。
それぞれの考え方を見ていきましょう。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

EPAにおける原産のカテゴリー

原産性の考え方は3つあります。

■**完全生産品**
EPA締約国内で完全に生産・採取された産品

■**原産材料のみから生産される産品**
すべての一次材料がEPA締約国内の原産品である産品

■**非原産材料を使用して生産される産品**
非原産材料（締約国外で製造された材料、又は、日本で製造されていてもEPAの品目別原産地規則をクリアしていることが証明されていない材料）を使っていても、
EPA締約国において「実質的な製造・加工」が行われ、品目別原産地規則をクリアした産品

※例外　日インド協定　「原産材料のみから～」のカテゴリーなし、　日メキシコ協定、日チリ協定はもう1つカテゴリーあり

POINT!

日本国内で生産していてもEPAの原産品とならない場合があります。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

完全生産品とは・・・

完全生産品とは（原則的な考え方）

締約国で生産していて、もとのもとまで辿っても、
全ての材料がEPAの原産地規則を
クリアしているという根拠資料が揃っている産品

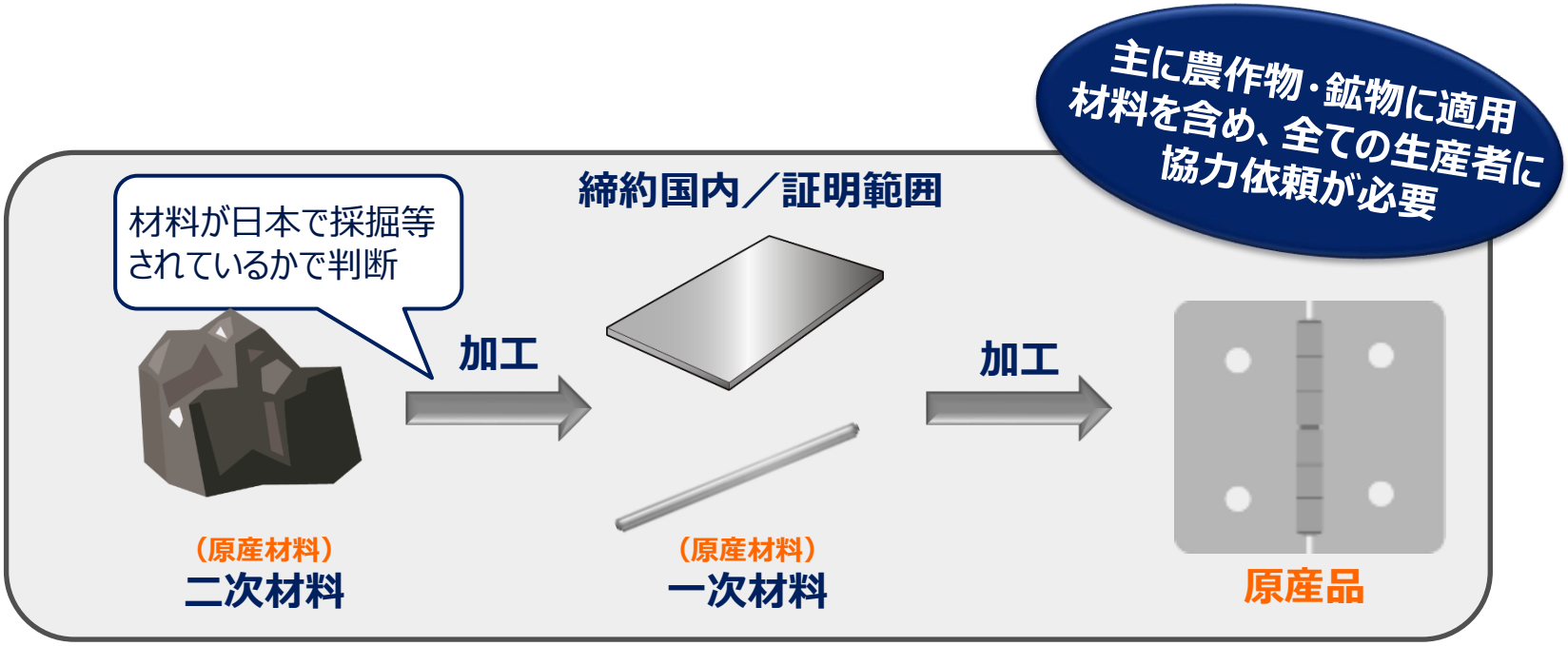

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

原産材料のみから生産される産品とは・・・

原産材料のみから生産される産品とは

締約国で生産していて、全ての一次材料がEPAの品目別原産地規則をクリアしているという根拠資料が揃っている産品

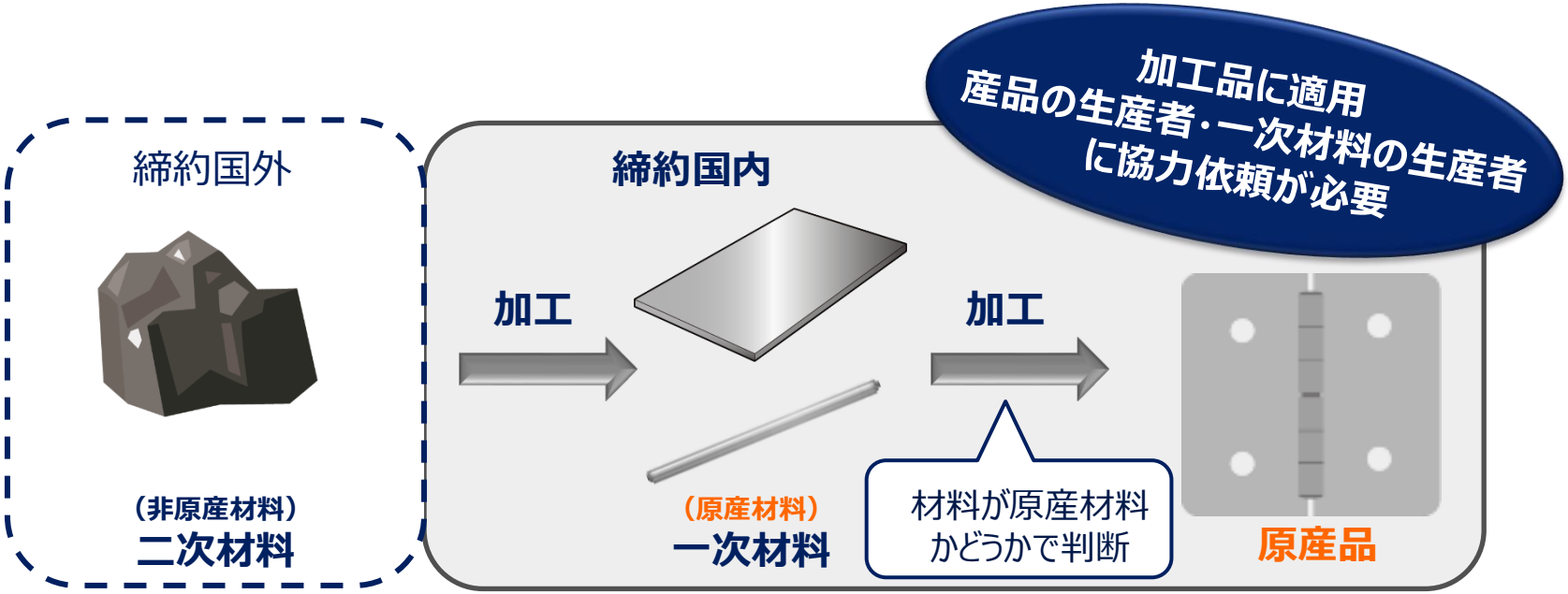

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

非原産材料を使用して生産される産品とは・・・

非原産材料を使用して生産される産品とは

非原産（EPAの品目別原産地規則をクリアしている根拠資料なし）材料を使っていてもEPA締約国において「実質的な生産・加工」が行われ、協定の品目別原産地規則を満たした産品

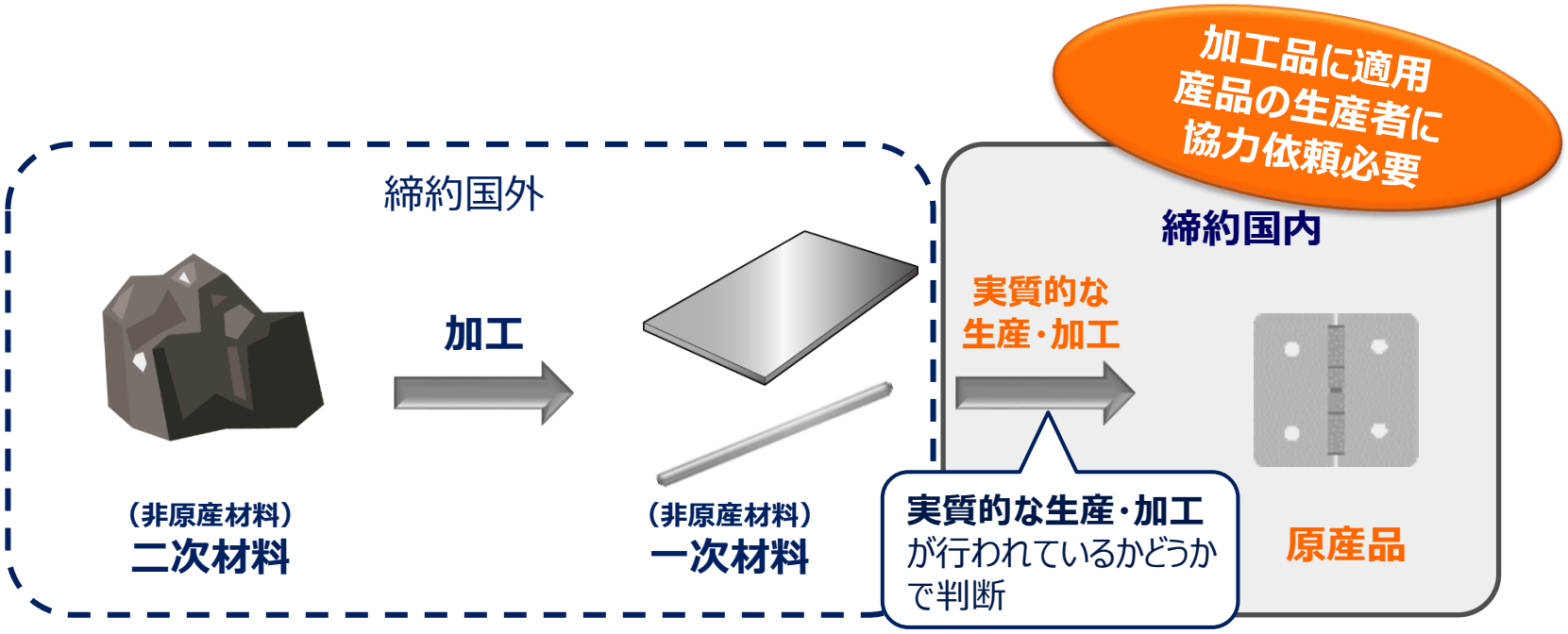

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

では、当社の製品はぜんぶ日本の企業から買った材料を使っているから**「原産材料のみから生産される産品」**ですね！

生産者

そう思いがちですが、非原産材料が含まれる可能性もあります。まずは**「非原産材料を使用して生産される産品」**として検証しましょうか。

輸出者

日本の企業から買った材料でも原産材料にはならない可能性があるということですか？

生産者

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

EPAにおける「非原産材料」の考え方

日本の企業から買った材料でも原産材料にはならない可能性があります。以下の場合は、**非原産材料となります。**

POINT!

非原産材料とは

①輸入した材料
②原産材料であることを確認していない材料

原産材料とは

①日本で実質的な生産・加工

②品目別原産地規則をクリアしている
③原産品であることを明らかにするための資料がある

①だけでは
不十分

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

非原産材料とみなして考えてみよう！

材料の原産性を立証するためには多くの負担が生じるため、**先ずは、全ての材料を非原産材料とみなして**、「非原産材料を使用して生産される産品」による原産性の検証方法を検討することをお勧めします。

非原産材料

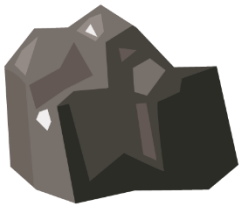

二次材料

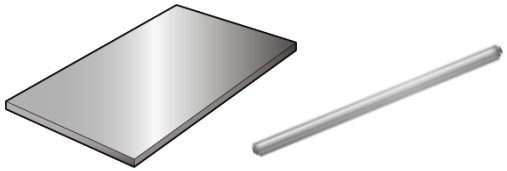

一次材料

POINT!

原産材料の確認には労力がかかります。
極力、確認事項を絞って、生産者が効率的に調査できるようにしましょう。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

非原産材料を使用している場合・・・

「非原産材料を使用して生産される産品」とは

非原産材料を使っていても**日本において「実質的な生産・加工」が行われ**協定の**品目別原産地規則**をクリアしている産品のことです。

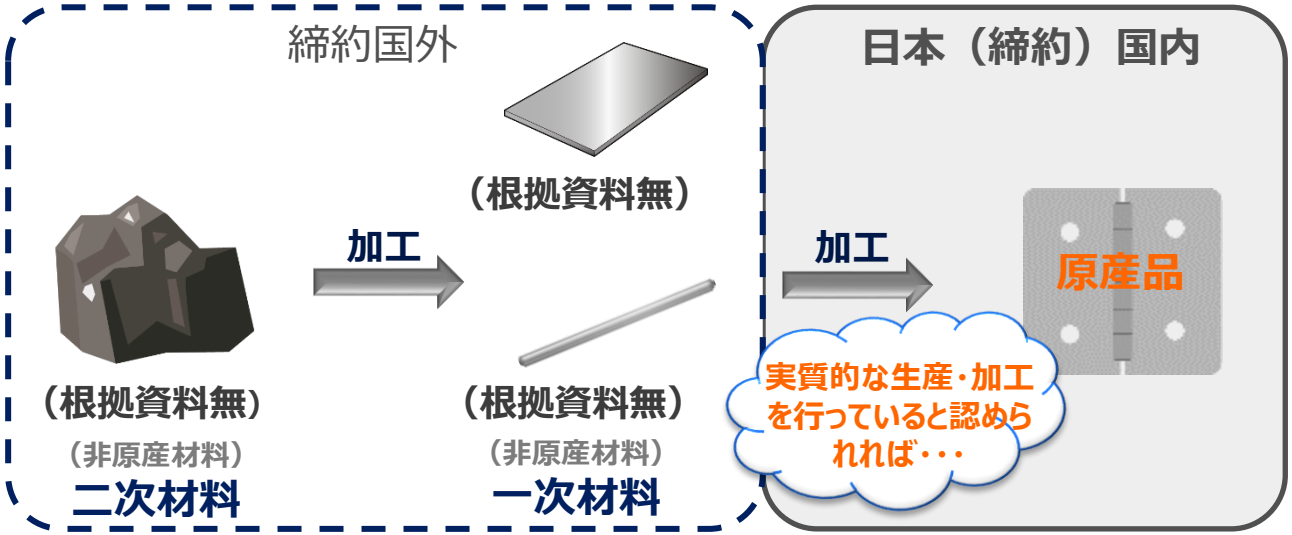

日本で作られていることが分かっている材料でも、EPAの品目別原産地規則をクリアしていることの確認が取れていない材料である場合は、まず、材料を**「非原産材料」**とみなして、輸出品の生産が実質的な生産・加工を行っていると認められるか、検証してみることの方が効率的な場合が多いのです。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

目次

1. 原産の考え方と種類

2. CTCルールとVAルール

3. 品目別原産地規則の読み方

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

CTCルールとVAルール

生産者

材料が原産材料と確認できていないので
「非原産材料を使用して生産される産品」
でやってみます！
でも**実質的な生産・加工**をしていることを
どうやって証明するのですか？

実質的な生産・加工と認められるかどうかを
判断する基準があるのですよ。

輸出者

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

材料の原産性が立証されていないものでも･･･

日本国内で実質的な生産・加工を行っているか判断するルールが2つあります。

1. **CTCルール（関税分類変更基準）**
2. **VAルール（付加価値基準）**

※一部　SPルール（加工工程基準）

POINT!

■ **CTCルール（関税分類変更基準）**
輸出品を構成する部材の**HSコード**からアプローチします。

■ **VAルール（付加価値基準）**
輸出品の**原価構成**からアプローチします。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

材料の原産性が立証されていないものでも･･･

日本国内で実質的な生産・加工を行っているか判断するルールが2つあります。

1. **CTCルール（関税分類変更基準）**
2. VAルール（付加価値基準）

※一部　SPルール（加工工程基準）

POINT!

■ **CTCルール（関税分類変更基準）**
輸出品を構成する部材の**HSコード**からアプローチします。

■ **VAルール（付加価値基準）**
輸出品の**原価構成**からアプローチします。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

HSコードとは・・・

HSコードとは、通関、課税業務を円滑に行い、適切に管理することを目的に品物の名称と分類を世界的に統一したシステムです。
すべての品物を数字で分類し、管理しています。

POINT!

HSコードの特徴

- **6桁までは世界共通ルール**で分類される
- 7桁目以降は各国のルールで分類される

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

HSコードのイメージ

＜Ⅱ-1： HSコードとはどんなもの？より＞

分類のイメージ
物の住所を特定するイメージ

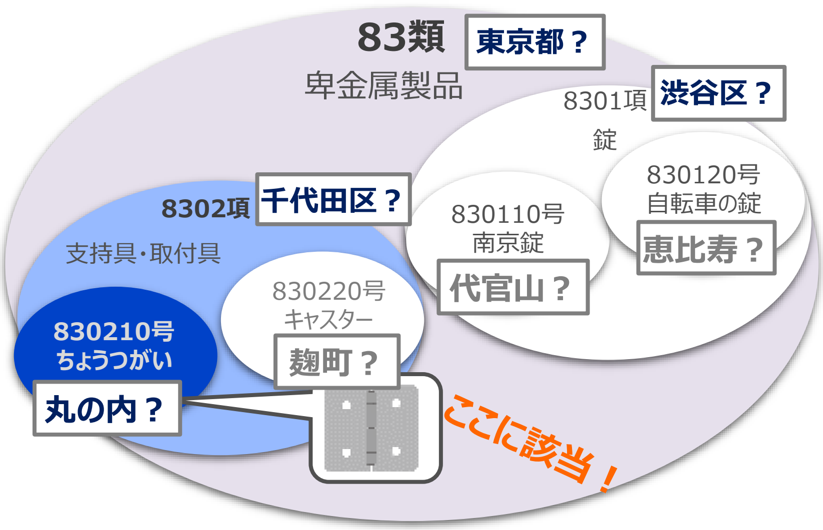

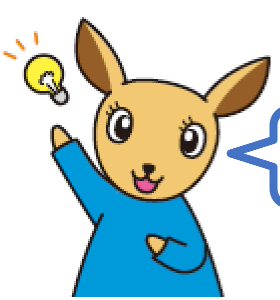

イメージできたかも！？

HSコードの構成
全ての品物は1類～97類まで分類

※HS2017バージョン

部	類	品名
第1部		動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品
	第1類	動物（生きているものに限る。）
	第2類	肉及び食用のくず肉
	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物
	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
	第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く）。
第2部		植物性生産品
	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
	第7類	食用の野菜、根及び塊茎
	第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
	第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
	第10類	穀物
	第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
	第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
	第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
	第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部		動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
	第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部		調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
	第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品
	第17類	糖類及び砂糖菓子
	第18類	ココア及びその調製品
	第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
	第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
	第21類	各種の調製食料品
	第22類	飲料、アルコール及び食酢
	第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
	第24類	たばこ及び製造たばこ代用品
第5部		鉱物性生産品
	第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
	第26類	鉱石、スラグ及び灰
	第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、瀝青物質並びに鉱物性ろう
第6部		化学工業（類似の工業を含む。）の生産品
	第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
	第29類	有機化学品
	第30類	医療用品
	第31類	肥料
	第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
	第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
	第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
	第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素
	第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
	第37類	写真用又は映画用の材料
	第38類	各種の化学工業生産品
第7部		プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
	第39類	プラスチック及びその製品
	第40類	ゴム及びその製品
第8部		皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバックその他これらに類する容器並びに腸の製品
	第41類	原皮（毛皮を除く。）及び革
	第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
	第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第9部		木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
	第44類	木材及びその製品並びに木炭
	第45類	コルク及びその製品
	第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物
第10部		木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
	第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
	第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
	第49類	印刷した書籍、新聞　絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第11部		紡織用繊維及びその製品
	第50類	絹及び絹織物
	第51類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
	第52類	綿及び綿織物
	第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
	第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
	第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
	第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
	第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
	第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
	第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
	第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
	第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
	第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
	第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第12部		履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
	第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
	第65類	帽子及びその部分品
	第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
	第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第13部		石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
	第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
	第69類	陶磁製品
	第70類	ガラス及びその製品
第14部		天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
	第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第15部		卑金属及びその製品
	第72類	鉄鋼
	第73類	鉄鋼製品
	第74類	銅及びその製品
	第75類	ニッケル及びその製品
	第76類	アルミニウム及びその製品
	第77類	（欠番）
	第78類	鉛及びその製品
	第79類	亜鉛及びその製品
	第80類	すず及びその製品
	第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
	第82類	卑金属製の工具、道具　刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
	第83類	各種の卑金属製品
第16部		機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品
	第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
	第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第17部		車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
	第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
	第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
	第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
	第89類	船舶及び浮き構造物
第18部		光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
	第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
	第91類	時計及びその部分品
	第92類	楽器並びにその部分品及び附属品
第19部		武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
	第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第20部		雑品
	第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
	第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
	第96類	雑品
第21部		美術品、収集品及びこっとう
	第97類	美術品、収集品及びこっとう

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

輸出品のHSコードの確認方法

<＜Ⅱ-1： HSコードとはどんなもの？より>

輸出者から輸入者へ確認することを推奨します。

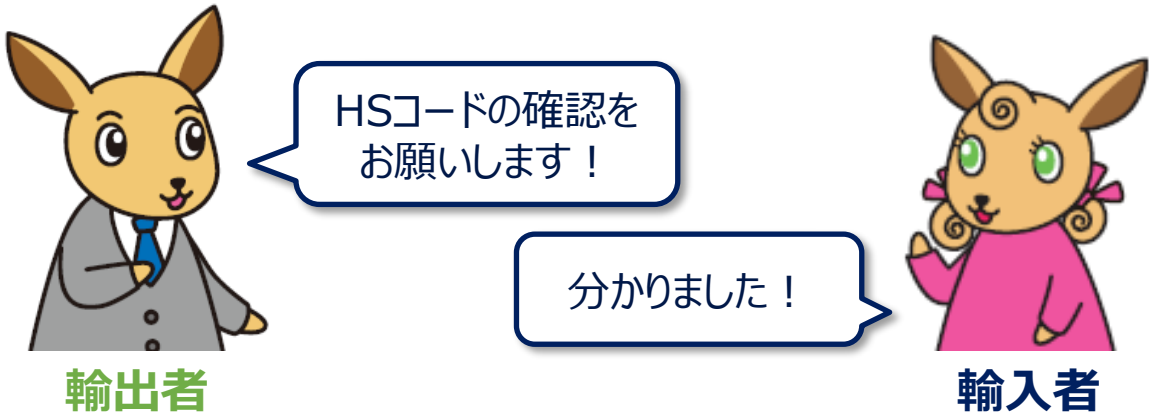

POINT!

HSコードは6桁まで世界共通ルールで分類されますが
特定原産地証明書は、**輸入国**で受理される書類であり、
輸入国における分類の解釈が優先されるためです。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

CTCルールとは・・・

CTCルール（関税分類変更基準）の考え方

材料のHSコードを確認して、輸出品のHSコードと比較します。

材料	HSコード
ステンレス板	7219.32
ステンレス棒	7222.11

→

輸出品	HSコード
ちょうつがい	8302.10

輸出品と材料のHSコードが異なるということを、
実質的な生産・加工が行われた証拠と考えます。

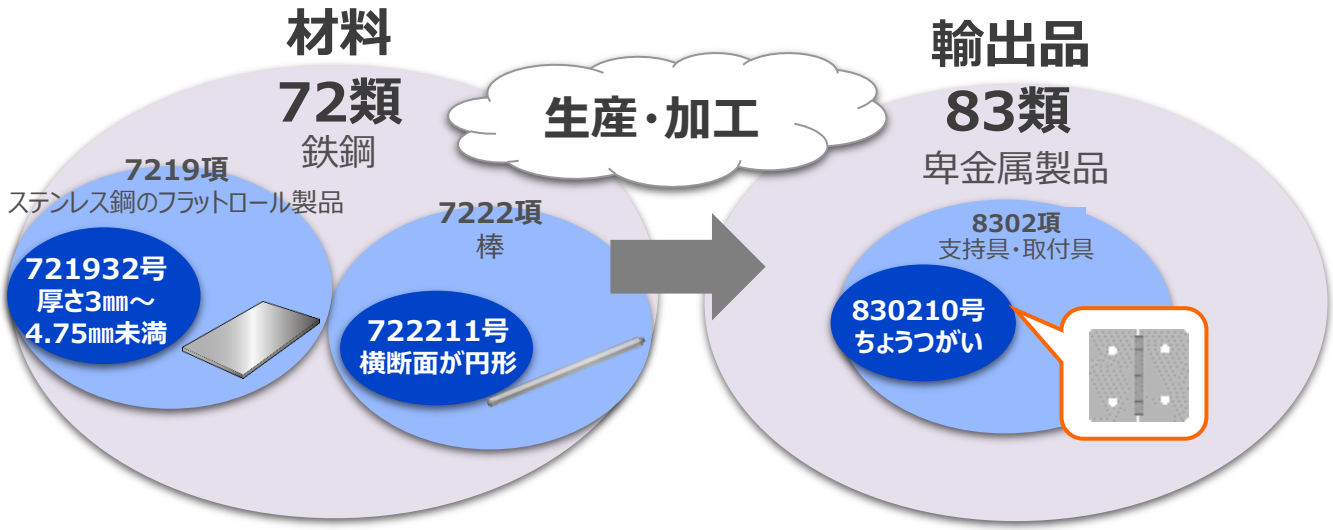

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

材料の原産性が立証されていないものでも･･･

日本国内で実質的な生産・加工を行っているか判断するルールが2つあります。

1. CTCルール（関税分類変更基準）
2. **VAルール（付加価値基準）**

※一部　SPルール（加工工程基準）

POINT!

■ **CTCルール（関税分類変更基準）**
輸出品を構成する部材の**HSコード**からアプローチします。

■ **VAルール（付加価値基準）**
輸出品の**原価構成**からアプローチします。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

VAルールとは・・・

VAルール（付加価値基準）の考え方

製造原価を確認して、輸出品の販売価格の中に占める日本で付加された価値の大きさを金額で算定します。

材料	金額
ステンレス板	200円
ステンレス棒	100円
経費・利益	680円

輸出品	金額
ちょうつがい	980円

非原産材料費以外の、日本で付加された価格が大きければ実質的な生産・加工が行われた証拠と考えます。

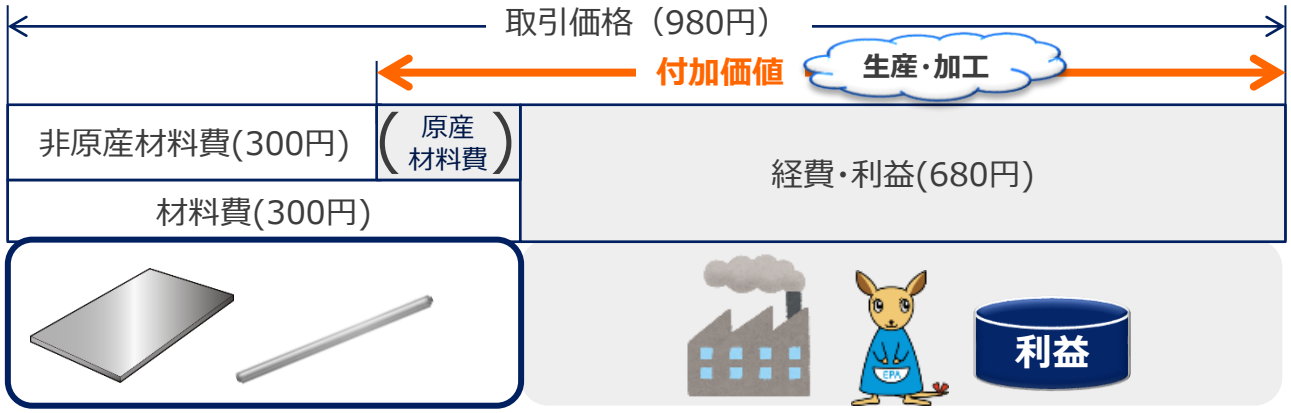

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

目次

1. 原産の考え方と種類

2. CTCルールとVAルール

3. 品目別原産地規則の読み方

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

品目別原産地規則の読み方

生産者

CTCルールとかVAルールを
勝手に選んでもいいのですか？

協定毎、HSコード毎に使えるルールが
決まっているから、それに合わせて選んでください。

輸出者

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

品目別原産地規則の探し方

HSコードに基づき、どの基準で原産品の確認を行うのか協定の「品目別原産地規則」に規定されています。「品目別原産地規則」は以下の方法で確認できます。

※「品目別原産地規則」は「品目別規則」とも呼ばれます。

■経済産業省のHP

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/epalink.html

■財務省（税関）の原産地規則ポータル

https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp

POINT!

品目別原産地規則は、産品・協定によって**基準の内容に違い**があります。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

品目別原産地規則の読み方

品目別原産地規則の書き方にはパターンがありますのでまず覚えましょう。

■ **CTCルール（関税分類変更基準）が適用になる場合の記載**
条文の表記：「他の〇（類・項・号）からの変更」
「CC」「CTH」「CTSH」

■ **VAルール　（付加価値基準）が適用になる場合の記載**
条文の表記：「原産資格割合が〇〇%以上」
「VA/LVC/QVC/RVC　〇〇%以上」

POINT!

以下のパターンがあります。

- どちらかのルールのみが規定されている場合
- どちらかのルールを満たせばよい場合（**又は**と記載）
- どちらのルールも満たさなくてはいけない場合（**及び**と記載）

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

原産地規則ポータルを活用しよう！

品目別原産地規則の探し方

原産地規則ポータル　：https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

【ご参考】一般ルールとは？

ASEAN・スイス・ベトナム・インド協定の一般ルール

一部の協定は、品目別原産地規則が規定されない品目には
「一般ルール(一般規則）」が適用されます。

協定	実質的変更基準の規定	
シンガポール、メキシコ、チリ、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP11、EU、日米、日英、RCEP	**【品目別原産地規則のみ規定】** ・品目ごと（HSコードごと）に協定の付属書に規定 ※日米はCTCルールのみ	
ASEAN、スイス、ベトナム	**【一般規則】** CTH（項変更）又はVA４０%以上	**【品目別原産地規則】** **一般規則**が適用されないHSコードには、品目ごとに付属書に規定あり
インド	**【一般規則】** CTSH（号変更）＋VA３５%以上	

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

CTCルールの種類

CTCルールの種類

大きく分けてCTCルールは3種類あります。
どれを使えるかは、協定や品目によって異なります！

C C (Change of Chapter) ：**他の類(上2桁)の材料からの変更**

C T H (Change of Tariff Heading) ：**他の項(上4桁)の材料からの変更**

C T S H (Change of Tariff Sub Heading) ：**他の号(上6桁)の材料からの変更**

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

CTCルールのイメージ図

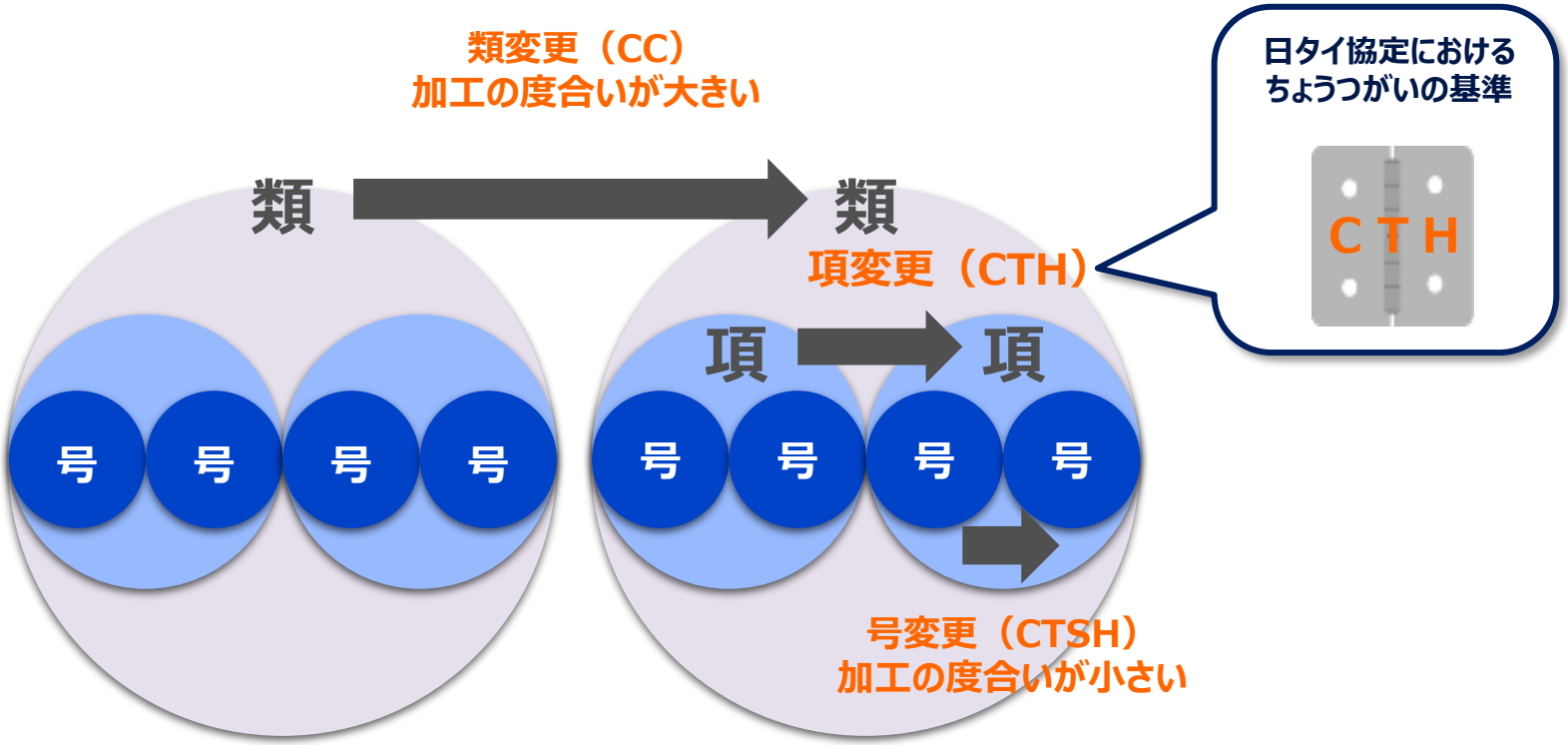

材料	HSコード
ステンレス板	7219.32
ステンレス棒	7222.11

輸出品	HSコード
ちょうつがい	8302.10

項変更（CTH）を
クリア

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

VAルールの種類

VAルールの種類

付加価値の算出方法は、協定によって異なります！「控除方式」は多くの協定で規定されています。

■ **控除方式の原則的な考え方**

取引価格 － 非原産材料費 ＝ 付加価値の金額

■ 積上げ方式における付加価値の考え方（一例） ※協定によっても項目は異なる

原産材料費 ＋ 直接労務費 ＋ 直接経費 ＋ 利益＝ **付加価値の金額**

付加価値の金額 ÷ 取引価格（※）× 100 ＝付加価値率

（※）取引価格の定義はインコタームズで定められる　例：FOB、EXW

※インコタームズ：貿易取引における売主、買主の費用負担・範囲などの条件を定めた国際規則

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

VAルールのイメージ

取引価格：980円
付加価値の金額：取引価格980円−非原産材料費300円=680円
付加価値金額680円÷取引価格980円×100＝付加価値率：69%

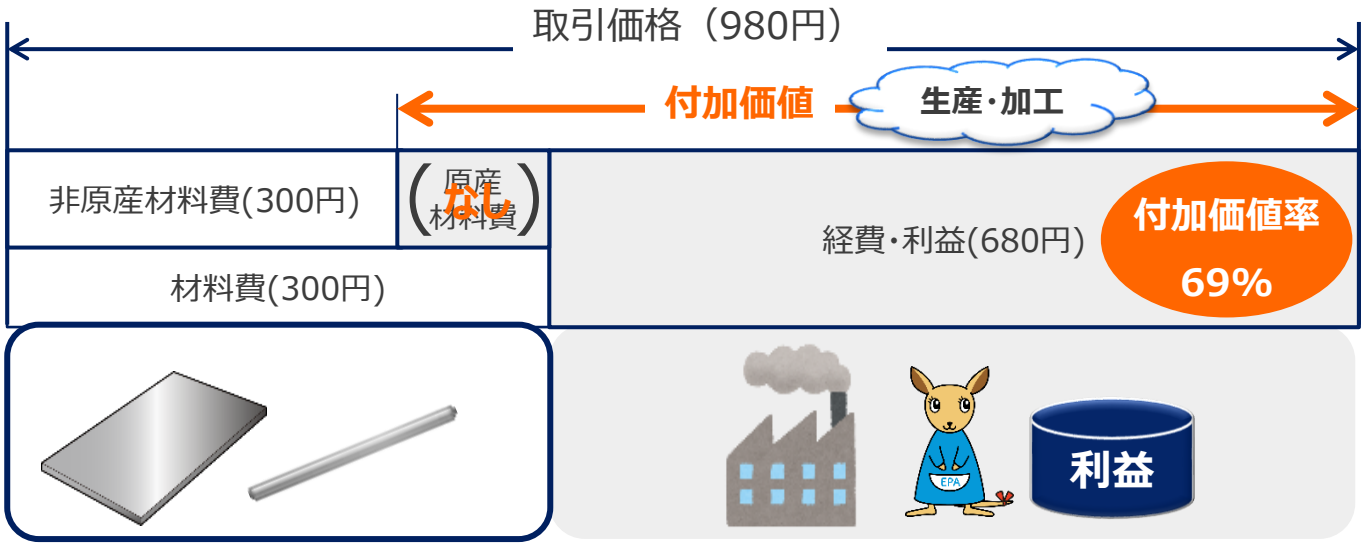

協定によって基準の表記方法が異なります！

原産資格割合
VA　：Value Added Content
LVC　：Local Value Content
QVC　：Qualifying Value Content
RVC　：Regional Value Content

日タイ協定における
ちょうつがいの基準

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます

免責事項

当資料は情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。
当事務所が信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。
当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。

© 2023 TKAO 本書の全部または一部の無断転載を禁じます